

○深谷市渋沢記念深谷人づくり特区学校審議会要綱

平成18年1月1日

告示第4号

(設置)

第1条 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第8項に規定する株式会社の設置する高等学校(以下「高等学校」という。)に関する認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会として、渋沢記念深谷人づくり特区学校審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、高等学校に関する次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。)第4条第1項の規定による次に掲げる認可に係る事項
 - ア 設置及び廃止の認可
 - イ 設置者の変更の認可
 - ウ 通信制課程の設置及び廃止の認可
 - エ 学科の設置及び廃止の認可
 - オ 広域の通信制課程に係る学則の変更の認可
 - カ 収容定員に係る学則の変更の認可
- (2) 法第13条の規定による閉鎖命令に係る事項
- (3) 法第14条の規定による変更命令に係る事項
- (4) 学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況についての評価に係る事項

(委員)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の小学校、中学校及び高等学校の校長
- (2) 深谷市教育委員会の委員
- (3) 公認会計士その他これに類する者
- (4) 公募の方法により選定する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報償)

第7条 委員に対しては、予算の範囲内で報償金を支払う。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年5月18日告示第119号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成22年7月8日告示第172号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成23年10月14日告示第242号)

この告示は、公示の日から施行する。